

# 職場における喫煙対策

厚生労働省 / 中央労働災害防止協会 中央快適職場推進センター

**喫**煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、受動喫煙による非喫煙者の健康への影響が報告され、また、非喫煙者に対して不快感、ストレス等も与えていることが指摘されており、受動喫煙を防止するための労働衛生上の対策が求められています。

## < 全面禁煙と空間分煙 >

受動喫煙を防止する方法には、事業場の建物内全体を禁煙とする「全面禁煙」と喫煙室でのみ喫煙を可能とする「空間分煙」があります。全面禁煙は空間分煙に比べ、低コストでより効果的に受動喫煙を防止することができます。

空間分煙により対策を講ずる場合は「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づき、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置など、確実な受動喫煙防止措置が必要です。受動喫煙防止措置のための喫煙室の設置等の十分な対応が困難な場合には全面禁煙による対策の実施が勧奨されています。

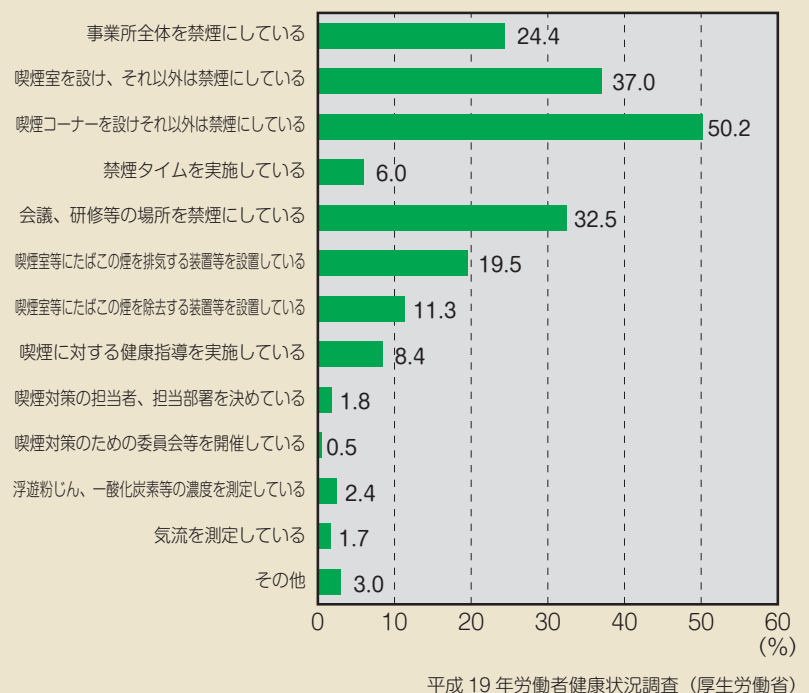
## < 労働衛生管理と喫煙対策 >

職場における喫煙対策を実効あるものとするためには、事業者が労働衛生管理の一環として組織的に取り組む必要があることから、その進め方について衛生委員会等で検討し、全員の参加の下で喫煙対策を確実に推進する必要があります。



禁煙事業場のモニュメント

## 職場における喫煙対策取組状況（複数回答）



## 政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向

「新成長戦略」の別表、成長戦略実行計画（工程表）において、「受動喫煙の無い職場の実現」を「2020年までの目標」として決めました。

### 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定）（抄）

別表 成長戦略実行計画（工程表）

Ⅵ 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国日本～②  
11. 職場における安全衛生対策の推進

【2020年までの目標】受動喫煙の無い職場の実現  
（現状）46%\*（平成 19 年労働者健康状況調査）

\*「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合